

介護予防・日常生活支援総合事業 管理者 様

豊田市介護保険課長 花木 一也

**平成31年1月以降のサービス利用における総合事業の
サービスコードの一部改正について（通知）**

日頃は高齢福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、平成31年1月以降のサービス利用分から、本市の総合事業のサービスコードの一部改正を行いますので、事業所の皆様におかれましては、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 総合事業のサービスコードの一部改正内容

(1) 国の報酬改定に伴う改正

平成30年度介護報酬改定に伴い、豊田市における介護予防訪問サービス（A2）、介護予防通所サービス（A6）について、国の要綱改正のとおり変更・新設される加算のサービスコードを追加する。サービスコード適用開始は平成31年1月以降のサービス利用分とする。

- | | | | |
|---|------------|-----------------------|-----------|
| ア | 介護予防訪問サービス | 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 100単位（新設） |
| | | 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 200単位（変更） |
| イ | 介護予防通所サービス | 生活機能向上連携加算 | 200単位（新設） |
| | | （運動機能向上加算を算定している場合） | 100単位（新設） |
| | | 栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度） | 5単位（新設） |

(2) 生活支援通所サービス（A7）（送迎なし）の日割り単価の改正

生活支援通所サービス（A7）（送迎なし）の日割り負担の単価について、1日あたり38単位から36単位へ変更する。

2 その他

後日、豊田市のホームページに掲載予定。

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・老人福祉事業者向け情報
> 事業者向け情報（最新情報） > 各種お知らせ

【問合せ先】豊田市 福祉部 介護保険課 施設担当
電話 0565-34-6634 FAX 0565-34-6034

平成31年1月以降新設・変更となるサービスコード

(1) ア 介護予防訪問サービス

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	1月につき

(1) イ 介護予防通所サービス

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 1	生活機能向上連携加算 運動器機能向上加算を算定している場合	200 単位加算	1月につき
A6 4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/2 2		100 単位加算	1月につき
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 2		100 単位加算	1月につき
A6 6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5 単位加算	1回につき
A6 6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2		5 単位加算	1回につき

(2) 生活支援通所サービス日割り単価

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A7 1004	生活支援通所サービス (週1回・日割)・1割 送迎なし	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 1割負担者用・日割	36	1日につき
A7 1008	生活支援通所サービス (週1回・日割)・2割 送迎なし	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 2割負担者用・日割	36	1日につき
A7 1322	生活支援通所サービス (週1回・日割)・3割 送迎なし	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 3割負担者用・日割	36	1日につき